

委託業務特記仕様書

（委託業務の目的）

第1条 本仕様書は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎が管理する新童学寺トンネルの非常用装置を常に良好な状態に保持・機能させることを目的として実施するものである。

（業務内容）

第2条 本業務の業務内容については、別紙「新童学寺トンネル非常用装置点検業務仕様書」及び「点検実施要領」のとおりとする。

（現場責任者届）

第3条 受注者は、「現場責任者届」を契約後10日以内に監督員へ提出し確認を受けなければならない。また、この「現場責任者届」の内容が変更になった場合は、変更日から10日以内に監督員に変更した「現場責任者届」を提出し確認を受けなければならない。

2 受注者は、現場責任者と受注者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証等の写し）を監督員に提出しなければならない。

3 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。

(1) 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。

(2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。

（事故報告）

第4条 受注者は業務履行中に事故が発生したときは、直ちに監督員に通報するとともに、監督員が指示する期日までに「徳島県土木工事共通仕様書」に基づく事故報告書を提出しなければならない。

（受注者の責任）

第5条 業務従事者として要求される注意事務を怠り、本業務の目的に反した履行を行ったことで物的損害、人的損害等を発生させた場合、受注者は責任を負う。

（使用機械）

第6条 持込機械に係る管理及び修繕等については、受注者の責任によるものとする。

（履行する際の注意事項）

第7条 現場責任者は、本仕様書、特記仕様書等に基づき業務の適正な履行の確保に努めなければならない。

（業務実施時期等）

第 8 条 本業務の実施時期は監督職員と協議して定めるものとする。

（交通誘導警備員等）

第 9 条

1 本業務においては、交通整理の必要日数として、2 日を見込んでいる。配置人員として、交通誘導警備員 A（昼間勤務）を合計 2 名（交替要員〔無し〕）、交通誘導警備員 B（昼間勤務）を合計 4 名（交替要員〔無し〕）見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとする。

2 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、監督員に提出するものとする。

（点検結果の報告）

第 10 条 点検結果をとりまとめ、報告書として 3 部提出するものとする。

（その他の事項）

第 11 条 本業務の実施に際しては、次の諸規定を参考にすること。

- ①電気通信施設点検業務共通仕様書（案）（令和 2 年 12 月 国土交通省）
- ②電気通信施設点検基準（案）（令和 2 年 11 月）

殿

受注者 住所
氏名

印

現場責任者届

業務名 _____

上記業務の現場責任者を次の者に定めましたので、お届けします。

氏 名（生年月日）	(. . 生)	現場責任者の 顔写真を貼付
取 得 資 格 等 (取得資格があれば)		

- ※ 1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。
＜直接的な雇用関係＞現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。
- ※ 2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。
- (1) 取得資格等の欄には、建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ、ハ及び第 1 5 条第 2 号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。
- (2) 資格が、建設業法第 7 条第 2 号ハ及び第 1 5 条第 2 号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書₁の写しを、建設業法第 7 条 2 号イ、ロ及び第 1 5 条第 2 号ロに該当するものは実務経験証明書₂を添付すること。

新童学寺トンネル非常用装置点検業務仕様書

新童学寺トンネル非常用装置点検（以下「点検」という。）は次に定めるところにより実施するものとする。

1 点検場所

徳島県名西郡石井町石井 石井神山線（新童学寺トンネル）

2 点検作業内容

- （１）各操作盤の単独点検。
- （２）各操作盤との表示盤連動点検。
- （３）トンネル内非常通報装置の単独点検。
- （４）各設備間の通話確認。
- （５）東部県土整備局吉野川庁舎，徳島名西警察署石井庁舎，名西消防組合石井消防署の各設備の点検。

3 点検項目等

【受信制御機】

- a 停電動作確認
- b 通話試験
- c 動作試験
- d 回路試験
- e 総合動作試験
- f 接続部点検
- g 筐体・塗装確認

【監視盤】

- a 接続部点検
- b 筐体・塗装確認
- c 総合動作試験
- d 動作表示確認

【警報表示板】

- a 表示動作確認
- b 通報動作確認
- c 機器回路試験動作確認
- d 押釦回路試験動作確認
- e 機器故障表示確認
- f 停電中表示確認
- g 表示板ランプテスト
- h ランプチェック

- i サイレン確認
- j 自動点滅器確認
- k 凍結注意表示試験
- l 総合動作試験
- m 相互補完動作確認
- n 接続部確認
- o 筐体・塗装確認
- p 電圧測定

【手元操作盤】

- a 表示項目スイッチ動作確認
- b 操作部表示モニター確認
- c 接続部確認
- d 筐体・塗装確認

【モニター盤（徳島名西警察署石井庁舎・名西消防組合石井消防署）】

- a 総合動作表示確認
- b 試験中表示確認
- c 回線断表示確認
- d 停電動作確認
- e 接続部確認
- f 筐体・塗装確認
- g 電源電圧測定
- h 回線電流測定
- i バッテリーチェック

【押ボタン式通報装置】

- a 赤色表示灯確認
- b 押釦動作確認
- c 総合動作確認
- d 接続部確認
- e 筐体・塗装確認
- f 消火器の確認

【案内板・説明板】

- a 設置状況確認
- b 筐体・塗装確認
- c 清掃

点検実施要領

1. 制御装置(主・副)(2台)

No.	点検項目		点検内容及び判定基準等	使用測定器	点検の目的等	備考
1	表示灯点検		表示ランプを点灯し、正常であることを確認する。ランプ切れの場合は予備品と交換する。		表示ランプの球切れを確認し、運用時の正常動作を確保する。	
2	電源電圧等		チェック端子等で各外部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。	テスタ	基準値(導入時)との照合を行い、経年劣化を把握する。	
3	送受信信号出力測定		送受信信号の送信レベル、受信レベル、最低受信感度及び送信周波数を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。 送信レベル -15dBm～0dBm 受信レベル -35dBm～0dBm	レベル計	伝送路上で、送受信信号の運用状態の良否を判定する。	
4	蓄電池の点検		蓄電池電圧を各セル毎に点検し、基準値以内であること。	テスタ	標準値との照合及び経年劣化のチェックにより、動作状態の変動、あるいは、変動の予兆をとらえる。	
5	動作試験	機側操作	制御操作で各表示項目を起動し、表示板、サイレン及び点滅灯が正常に動作すること。		各機能の動作を確認することで、運用時の正常動作を確保する。	
		警報制御	押しボタン発信機から操作されたとき、最優先で表示板、サイレン、及び点滅灯が正常に警報動作すること。			
		試験動作	試験モードに設定し、警報表示板を表示させずに、機側操作及び遠隔制御が正常に動作すること。			
		停電動作	交流入力強制遮断して、警報動作等を行い、動作が正常であること。			
		単独試験	サイレン、点滅灯等を単独動作させ、正常動作すること。			
		通話試験	制御装置を受信制御機間で通話試験を行い、雑音及び漏話が通話に支障ない程度であること。			
6	接続部の点検		接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を点検する。		接続の緩み、損傷を早期に発見、復旧させる。	
7	機器の清掃等		機器等の内外面を清掃する。		機器の汚れ等を清掃し、埃等の付着及び錆などないこと。	
			据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。			

2. 警報表示板(2面)

No.	点検項目	点検内容及び判定基準等	使用測定器	点検の目的等	備考
1	表示部点検	表示部を確認し、不点の表示素子は交換する。交換後正常であることを確認する。		表示部の素子切れを確認し、運用時の正常動作を確保する。	
2	電源電圧の測定	チェック端子等で各外部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。	テスタ	基準値(導入時)との照合を行い、経年劣化を把握する。	
3	見え方点検	表示機前面から表示情報が判読できること。		ドライバーが表示情報を視認できるか、樹木及び障害物の確認を行う。	
4	動作試験	制御装置から表示項目、サイレン及び点滅灯動作の指令を受け正常動作すること。		各機能の動作を確認することで、運用時の正常動作を確保する。	
5	接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を点検する。		接続の緩み、損傷を早期に発見、復旧させる。	
6	機器の清掃等	機器等の内外面を清掃する。 据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。		機器の汚れ等を清掃し、埃等の付着及び錆などないこと。	

3. 押ボタン式通報装置(13台)

No.	点検項目	点検内容及び判定基準等	使用測定器	点検の目的等	備考
1	表示部点検	表示ランプを点灯し、正常であることを確認する。ランプ切れの場合は予備品と交換する。		表示ランプの球切れを確認し、運用時の正常動作を確保する。	
2	電源電圧の測定	チェック端子等で各外部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。	テスタ	基準値(導入時)との照合を行い、経年劣化を把握する。	
3	絶縁試験	接続ケーブルの絶縁抵抗を測定し、基準値以内であることを確認する。	絶縁抵抗計	回路毎に一括で測定し、基準値以外であれば、別途修理する。	
4	動作試験	押ボタンスイッチを操作し、制御装置へ警報動作信号の送出と位置表示灯の点灯動作等が正常に行われること。		各機能の動作を確認することで、運用時の正常動作を確保する。	
5	消火器の点検	消火器本体、安全性、ホース等の外観を点検する。		災害発生時、正常に機能できるようにしておく。	消防法施工規則第31条の4
6	接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を確認する。		接続の緩み、損傷を早期に発見、復旧させる。	
7	機器の清掃等	機器等の内外面を清掃する。 据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。		機器の汚れ等を清掃し、埃等の付着及び錆などないこと。	

4. 非常電話(7台)

No.	点検項目	点検内容及び判定基準等	使用測定器	点検の目的等	備考
1	表示灯点検	表示ランプを点灯し、正常であることを確認する。ランプ切れの場合は予備品と交換する。		表示ランプの球切れを確認し、運用時の正常動作を確保する。	
2	機器の清掃等	機器等の内外面を清掃する。 据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。		機器の汚れ等を清掃し、埃等の付着及び錆などないこと。	
3	通話試験	全ての電話機において、警察、消防との通話試験を実施する。		各電話機の動作を確認し、運用時の正常動作を確認する。	

5. 非常電話案内板(19枚)、通報装置説明板(13枚)、非常電話説明板(7枚)

No.	点検項目	点検内容及び判定基準等	使用測定器	点検の目的等	備考
1	板の清掃等	板の外面を清掃する。 据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。		機器の汚れ等を清掃し、埃等の付着及び錆などないこと。	

6. 受信制御機(1台)

No.	点検項目		点検内容及び判定基準等	使用測定器	点検の目的等	備考
1	表示灯点検		表示ランプを点灯し、正常であることを確認する。ランプ切れの場合は予備品と交換する。		表示ランプの球切れを確認し、運用時の正常動作を確保する。	
2	電源電圧等		チェック端子等で各外部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。	テスタ	基準値(導入時)との照合を行い、経年劣化を把握する。	
3	送受信信号出力測定		送受信信号の送信レベル、受信レベル、最低受信感度及び送信周波数を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。 送信レベル -15dBm～0dBm 受信レベル -35dBm～0dBm	レベル計	伝送路上で、送受信信号の運用状態の良否を判定する。	
4	蓄電池の点検		蓄電池電圧を各セル毎に点検し、基準値以内であること。	テスタ	標準値との照合及び経年劣化のチェックにより、動作状態の変動、あるいは、変動の予兆をとらえる。	
5	動作試験	表示制御	受信制御機から制御して、各表示項目を起動し、表示板、サイレン及び点滅灯が正常に動作すること。		各機能の動作を確認することで、運用時の正常動作を確保する。	
		警報制御	制御装置から故障及び警報動作等を行い、受信制御機で監視表示等が正常に行われること。			
		停電動作	交流入力を強制遮断して、警報動作等を行い、動作が正常であること。			
		通話試験	受信制御機と制御装置間で通話試験を行い、雑音及び漏話が通話に支障ない程度であること。			
6	接続部の点検		接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を点検する。		接続の緩み、損傷を早期に発見、復旧させる。	
7	機器の清掃等		機器等の内外面を清掃する。		機器の汚れ等を清掃し、埃等の付着及び錆などないこと。	
			据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。			

7. 監視盤(1台)

No.	点検項目	点検内容及び判定基準等	使用測定器	点検の目的等	備考
1	表示灯の確認	表示ランプを点灯し、正常であることを確認する。ランプ切れの場合は予備品と交換する。		表示ランプの球切れを確認し、運用時の正常動作を確保する。	
2	動作試験	警報動作を行い、監視盤で監視表示等が正常に行われること。		各機能の動作を確認することで、運用時の正常動作を確保する。	
3	接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を点検する。		接続の緩み、損傷を早期に発見、復旧させる。	
4	機器の清掃等	機器等の内外面を清掃する。 据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。		機器の汚れ等を清掃し、埃等の付着及び錆などないこと。	

8. モニタ盤(2台)

No.	点検項目	点検内容及び判定基準等	使用測定器	点検の目的等	備考
1	表示灯点検	表示ランプを点灯し、正常であることを確認する。ランプ切れの場合は予備品と交換する。		表示ランプの球切れを確認し、運用時の正常動作を確保する。	
2	電源電圧等	チェック端子等で各外部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。基準値以外であれば調整する。	テスタ	基準値(導入時)との照合を行い、経年劣化を把握する。	
3	回路電流測定	専用回線の回路電流を測定し、基準値以内であることを確認する。	テスタ	回路電流により伝送路上での運用状態の良否を判定する。	
4	蓄電池の点検	蓄電池電圧を各セル毎に点検し、基準値以内であること。	テスタ	標準値との照合及び経年劣化のチェックにより、動作状態の変動、あるいは、変動の予兆をとらえる。	
5	動作試験	警報制御 制御装置及び副制御装置から警報動作等を行い、モニタ盤で監視表示等が正常に行われること。 停電動作 交流入力を強制遮断して、警報動作等を行い、動作が正常であること。		各機能の動作を確認することで、運用時の正常動作を確保する。	
6	接続部の点検	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を点検する。		接続の緩み、損傷を早期に発見、復旧させる。	
7	機器の清掃等	機器等の内外面を清掃する。 据付状態を点検し、緩み等が無いことを確認する。		機器の汚れ等を清掃し、埃等の付着及び錆などないこと。	

トンネル非常用装置（新童学寺トンネル）

点検内訳数量表

設備名	機器名称	数量	単位	備考
防災設備	主制御装置	1	台	
	副制御装置	1	台	
	警報表示板	2	面	
	押ボタン式通報装置	13	台	
	消火器	26	本	
	非常電話	7	台	
	非常電話案内板	19	枚	
	通報装置説明板	13	枚	
	非常電話説明板	7	枚	
遠方監視設備	受信制御機	1	台	東部県土整備局吉野川庁舎
	監視盤	1	台	東部県土整備局吉野川庁舎
	モニタ盤	2	台	徳島名西警察署石井庁舎及び 名西消防組合石井消防署